

議案第 99 号

伊賀市支所設置条例の一部改正について

伊賀市支所設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 3 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市支所設置条例の一部を改正する条例

伊賀市支所設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させる」を「地域における住民自治を推進する」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（所管）

第 2 条 支所は、地域連携部の所管とする。

別表青山支所の項中「1411 番地」を「151 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表青山支所の項の改正規定は、令和 4 年 3 月 22 日から施行する。